

令和5年第四回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和5年12月7日（木曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認定第 4号 令和4年度八丈町介護保険特別会計決算認定について
- 第 3 認定第 5号 令和4年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第 4 認定第 6号 令和4年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第 5 報告第10号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
- 第 6 報告第11号 令和5年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度分）について
- 第 7 発議第 1号 八丈町議会議員の請負の状況の公表に関する条例
- 第 8 承認第17号 議員の派遣承認について（フリージアまつり表敬訪問）
- 第 9 発議第 2号 健康保険証を廃止しないよう求める意見書
- 第10 承認第18号 専決処分事項の報告及び承認について（令和5年度一般会計補正予算）
- 第11 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（11名）

1番	真田幸久君	2番	浅沼隆章君
3番	奥山幸子君	5番	山下則子君
6番	金川孝幸君	7番	冲山昇君
8番	岩崎由美君	9番	浅沼碧海君
10番	山下巧君	11番	浅沼憲春君
12番	山本忠志君		

欠席議員（1名）

4番	浅沼清孝君
----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	公營企業者 管理部長	佐々木真理君
教育長	佐藤誠君	企画財政課	和田一宏君
総務課長	高野秀男君	税務課長	山下進君
住民課長	佐藤真一君	福祉健康課	小野高志君
福祉健康課 課長補佐	大澤知史君	建設課長	瀬筒国治君
産業観光課	大川和彦君	会計課長	田村久美君
企業課長	菊池拓君	教育課長	菊池良君
消防長	堀本敏彦君	病務院長	菅原宏幸君
代表監査委員	浅沼拓仁君	企画財政課 係長	佐々木奏君
住民課 医療年金係	米田眞理君	福祉健康課 福祉係	菊池泰君
教育課 庶務係	菊池和樹君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋太志君	庶務係長	山本良太君
書記	柴圭亮君	書記 (録音)	高橋美由紀君

◎開議の宣告

○議長（山本忠志君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。

よって、令和5年第四回八丈町議会定例会3日目は成立いたしました。

議案説明のため、町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に、9番、10番議員を指名いたします。

○議長（山本忠志君） 日程第2に入る前に、昨日の決算認定の産業観光課長の説明で訂正があるという申出がありましたので、発言を許可いたします。

産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） おはようございます。

大変申し訳ございません。昨日の一般会計決算認定で、3番、奥山幸子議員からの森林環境譲与税の対象の事業ということでご質問が一番最初にあったかと思うんですけれども、そのときに私は、ポットホールであるとか、鴨川林道というようなご説明をさせていただいたんですが、その部分というのはこの譲与税の歳入ではなくて、都補助金から入ってくる、一回都道府県に譲与税が分配された後に町に入ってくる補助金の事業になりますので、事業の説明としては間違っておりましたので、訂正しておわび申し上げます。

◎認定第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2、認定第4号 令和4年度八丈町介護保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） おはようございます。

それでは、書類番号10、2枚目をお願いいたします。

認定第4号 令和4年度八丈町介護保険特別会計決算認定について。

令和5年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度八丈町介護保険特別会計決算を、監査委員の意見を付けて認定に付します。

それでは、介護保険特別会計決算書の2ページをお願いいたします。

決算額のみ申し上げます。

歳入11億1,220万3,962円。歳出10億6,266万4,872円。歳入歳出差引き残額4,953万9,090円、翌年度へ繰越しといたします。

次のページをお願いします。

歳入でございます。

こちらにも収入済額のみ申し上げます。

1款保険料1億9,478万2,800円。現年度分につきましては、徴収率99%を超えることができました。滞納分につきましても徴収努力を継続してまいります。

2款分担金及び負担金1万4,100円。これは青ヶ島村からの介護認定に係る事務委託金3件分となります。

4款国庫支出金2億6,319万2,258円、5款支払基金交付金2億7,373万7,000円、6款都支出金1億5,596万6,728円。国庫支出金から都支出金までは、それぞれ給付実績に応じた各負担割合での歳入となります。

4ページをお願いします。

8款繰入金2億544万800円、繰入金のうち一般会計繰入金については、町の介護給付負担分12.5%のほか、職員の人件費、介護保険システム委託料、認定調査に関する費用の一般会計からの繰入れが主なものでございます。

9款繰越金1,886万3,856円、10款諸収入20万6,420円。

以上、歳入合計、収入済額は11億1,220万3,962円。前年比1.6%増でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。こちらにも支出済額のみ申し上げます。

1款総務費3,161万8,913円。歳入のほうでも触れましたが、職員の人件費、介護保険システム委託料、認定調査に関する費用が主なものでございます。

2 款保険給付費 9 億5,587万8,693円、これは平成28年度から平成29年度は減少傾向にありましたが、平成30年度からは上昇に転じ、令和 4 年度も前年比で約785万円の増となっております。

4 款基金積立金685万3,818円、介護給付費準備基金への積立金になります。令和 4 年度末での保有額は3,175万7,462円となっております。

6 ページをお願いいたします。

5 款地域支援事業費5,662万4,710円、要支援 1、2 の方の通所型サービスや、地域包括支援センター委託料、認知症や介護予防事業などが主なものです。

6 款諸支出金1,168万8,738円、一般会計への繰出金、国や都への返還金、保険料還付金になります。

以上、歳出合計の支出済額は10億6,266万4,872円、前年比マイナス1.2%の減でございます。歳入歳出差引き残額4,953万9,090円は翌年度へ繰越しといたします。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ数、科目などを必ず述べた上で発言するようにお願いをいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 決算書のほうの19ページと20ページになります。保険給付費の中の居宅介護サービス給付費並びに 5 番の施設介護サービス給付費の不用額が前年に比べてかなり多くなっています、かつ、居宅介護サービス給付費に関しては4,000万円の補正の増加のうち半分が不用額として残っています。

もう一個、5 番の施設介護サービス給付に関しては、ほぼ補正予算額の金額が不用額として残っているということなんですけれども、なぜ補正して増やしたのにそれだけの大きな金額が不用額となってしまったのか、こういった要因でこれだけの不用額の増加が見られたのか教えてください。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） 少々お待ちください。お待たせいたしました。お答えいたします。

これは、どちらの居宅介護サービス給付、施設介護サービス給付とも年度末に向けて足りない部分を補正したんですけれども、コロナの関係で施設の閉鎖ですとか、居宅介護サービスに行けなくなったということが主な原因として不用額が生じております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 決算書の3ページの保険料なんですけれども、高齢化が進んでいる一方、亡くなる方もすごく多いんですけれども、今後の保険料の見通しがもし分かれば教えてください。

○議長（山本忠志君） ページ数としてはないわけですね。

福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） お答えいたします。

この保険料につきましては、現在、来年度からの第9期介護保険計画策定に向けて準備を進めているところでございます。この中で、来年度以降の保険料額についても検討することになりますけれども、横ばいあるいは上昇傾向にあるということございまして、若干金額を上げなければ八丈町としてもやっていけないという状況でございますので、その辺り慎重に検討して進めてまいりたいと思っております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第2、認定第4号 令和4年度八丈町介護保険特別会計決算認定については原案どおり認定いたしました。

◎認定第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第3、認定第5号 令和4年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 皆さんおはようございます。

認定第5号 令和4年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定について。

令和5年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算を、監査委員の意見を付けて認定に付します。

ということで、決算書のほうをご用意ください。

特別会計決算書はただいまの介護の次、オレンジ色の次となりまして、1枚おめくりいただいて、43ページをお願いいたします。

令和4年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額、下のほうになりますけれども、2億4,606万9,356円。歳出総額も下のほうになりますが、2億4,601万2,456円となりました。

次のページ、44ページをお願いします。

歳入のほうから、款の収入済額を中心に説明いたします。

1款の後期高齢者医療保険料1億940万7,460円、前年度と比較しますと約2,909万160円の増となっております。被保険者は49名増の1,424人、保険料の収納率は令和4年度は99.26%、過年度分は39.03%の収納となりました。なお、令和2年度分の5万6,500円を1人分、生活困窮事由により、執行停止期間中に時効が完成したため、4年度末で不納欠損してございます。

次の2款を飛ばしまして、3款の都支出金69万9,000円、保健事業の支援に関する補助金となります。

4款繰入金、八丈町の一般会計からの繰入金で1億2,821万1,416円、約834万円の増。規定により区市町村の負担金として、職員給与や事務費と、療養給付費負担12分の1のほか、低所得者対策として、保険基盤安定分2,796万7,565円や保険料軽減分等が一般会計から繰入れされております。

その下、5款繰越金6万2,884円、前年度の繰越金でございます。

その下、6款諸収入768万8,596円、なお4項の受託事業収入は、広域連合からの収入となり、葬祭費475万や健康診査の受託事業収入となります。

下の45ページになります。歳入総額2億4,606万9,356円、対前年度比3,880万8,284円の増となりました。

次に、46ページ、歳出となります。おめくりください。

1款総務費834万8,306円、職員人件費や事務費等となります。

2款保険給付費475万円、当該年度の葬祭費95名分の支出となります。

3款広域連合納付金2億2,842万663円、3,731万円の増となっております。医療給付費の負担金など、東京都の全ての区市町村で組織し、制度運営をしている広域連合への納付金でございます。

4款保健事業費279万2,203円、特定健診255名分、対前年度47名増分となります。

5款諸支出金170万1,284円、保険料の還付金のほか前年度の繰越金や事業費の精算分を一般会計へ繰り出す支出が主となります。

下の6款の予備費を飛ばしまして、歳出合計2億4,601万2,456円、対前年度比3,881万4,268円増となっております。歳入歳出差引き残額5万6,900円を令和5年度会計へ繰越いたしました。

以上で説明終わります。よろしくお願いたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ数、科目などを必ず述べた上で発言するようにお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 2点お伺いします。

1点目は、八丈町が加入している広域連合内で八丈町の高齢者医療費の水準はどの辺りにあるのか、もしも数字がございましたら平均値、それから一番高いところと低いところ、八丈町はどの辺りに位置しているかという点が1点。

それから、もう1点は、決算審査資料、住民課4-30の医療費の状況の中で、訪問介護のみが令和4年度、件数、金額ともに減っております。こちらに関しては、先ほどの介護保険と同様に、コロナによる訪問介護の抑制があったのかと思いますけれども、念のため教えてください。

○議長（山本忠志君） 理解できていますか。

(「はい」の声あり)

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） まず、八丈町の後期高齢者の医療費の水準でございます。まず東京都全体で164万8,000円、816の方が被保険者数となっております。1人当たりの医療費平均は95万9,948円、これは令和4年度の医療費決算額です。23区の平均が100万4,902円、市の合計が87万9,730円、町村合計が77万8,987円と、23区に比べまして22万5,000円ほど低い状況となっております。町村平均の77万8,987円ですが、それをなおかつ離島町村として計算しますと77万7,138円と、若干町村平均より低いという状況でございます。一番高い水準のところは、中央区の106万3,023円となっております。一番低いところは青ヶ島村の28万9,178円となっております。一応余談でございますけれども、これを受けまして、町村平均と23区の平均が22万5,000円も違うということで、過去、令和3年度、令和2年度も20万円ぐらい町村平均が低い水準にあると。しかしながら、例えば檜原村と奥多摩町を比べますと、檜原村が61万5,000円に対して、奥多摩町は84万3,000円と23万円も違う。この原因をお聞きしました。檜原村には診療所が一つ、奥多摩町には整形外科を含めて3病院あるそうです。ということで、同じ僻地じゃないですけれども、地方の町村でもこれだけ医療費の格差があるということは、医療サービスにアクセスできるしやすさとしにくさで医療費がかなり違うというふうな結論ではないかということで、23区じゃなくて39町村の後期高齢者の課長会議等で、これは我々町村含めて、23区さんのように平均的医療サービスを受けられるところと、受けられないところ、これは格差があるのに、均等割額は全く同じなのはちょっといかなものかということで意見を申し上げました。残念ながら、私ども島嶼部でも民生部会等で諮って、島嶼部全体の民生担当の課長はそういう認識を持っておるんですけれども、残念ながら令和六、七年度の保険料については、残念ながら均等割の格差は生じなかったんですが、一応、ただ議題に載せていただいて、23区と市町村との合同の、島嶼部ですと神津島さんの課長さんが代表になっているんですけれども、そういった方が入って、一応次の令和八、九年度のところの保険料に生かしていこうではないかということで承っておりますので、ぜひ議員先生の方々も、我々町村なおかつ保健医療サービスを受けるために、医療費とは関係なく旅費もかかると、宿泊費もかかる、そういったことがどうしてもハードルとなって、島嶼の後期高齢の方々にはなかなかそういう平均的医療サービスを受けにくいという実情がこれはあるんじゃないかということで、ぜひとも議会としてもそういった意見を公の場に出していただければありがたいなど。我々行政としては行政の場で、間違いなくずっと言い続けはす

るんですが、そういったことをご協力願いたいと存じます。

あと、1点の訪問介護の差額につきましては、施設入所者のこともあるかもしれないということで、そういったことが推定されております。コロナの影響は多少あるのではないかと
いうことでございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） 課長、丁寧な説明ありがとうございます。もうちょっとゆっくりしゃべってもらえます。メモも取れない。

ありますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 議長に重ねてですけれども、ご丁寧な説明ありがとうございます。

ほかの一般質問等でも、過去、航空運賃の補助の件も申しあげましたけれども、今、出てきたお話も含めて総合的に八丈町というのは、医療サービスに対してかなり不利な状況にあるということも踏まえた上で国、それから都に対しての要望に関してはより強く町長からお願いをできればと思います。要望です。

○議長（山本忠志君） それでは、ほかにごございますか、後期高齢者。

6番。

○6番（金川孝幸君） 46ページの歳出、葬祭費に関してなんですけれども、これは亡くなられた方のどのような方に支給するのでしょうか。喪主とか、あとは相続人がいないとか、そういう問題があると思うんですけれども、支給できないケースもあるのか、分かれば教えてください。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 葬祭費を執行する方、葬祭執行人の方も当然遺族じゃなくていらっしゃる。火葬場を利用される場合は、必ず利用料金がかかりますので、そういった申請された方、がその証拠書類をお持ちになって、それと代わりに私どもは、1人当たり5万円を支給するという状況でございます。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） これに対して、もめごととか、特に発生しているようなケースはないでしょうか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 現在のところ承っておりません。

○6番（金川孝幸君） ありがとうございます。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第3、認定第5号 令和4年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定については原案どおり認定いたしました。

◎認定第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第4、認定第6号 令和4年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 認定第6号 令和4年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定について。

令和5年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度八丈町国民健康保険特別会計決算を、監査委員の意見を付けて認定に付します。

決算書のほう、ピンク色の次になります。65ページをお願いいたします。

令和4年度八丈町国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額は、こちらも下のほうになりますが10億7,780万6,923円、歳出総額は10億3,919万1,721円となりました。

次のページ、66ページをお願いします。

後期同様、款の収入済額を中心に説明してまいります。

歳入の1番目、1款国民健康保険税2億4,921万3,618円、前年比2,178万4,357円の増となりました。被保険者数の年間平均は2,330人で、前年比128人減となったものの、国保税の改

定により増となりました。徴収率は現年分0.5%減の95.7%、過年度分38.6%、合算でマイナス0.3%の92.1%となりました。

なお不納欠損額欄の説明となりますが、4人分の52万4,900円を執行停止後3年経過により、7人分の40万5,000円を納付義務の消滅により、2人分の13万6,400円を執行停止期間中の時効完成により、計13人分の106万6,300円を不納欠損しております。

次に、2款3款を飛ばして、4款都支出金6億5,301万8,202円、1億953万8,825円の前年比減、歳出の保険給付費の減に伴い、普通交付金が1億2,277万3,825円減となっております。

5款を飛ばしまして、6款一般会計からの繰入金で1億1,122万1,755円、対前年比862万1,471円の増です。このうち1,883万8,000円は、法定外繰入れ分、いわゆる赤字分の繰入れとなります。

7款前年度からの繰越金で6,372万9,867円。8款諸収入62万3,481円。これは保険税延滞金や第三者納付金や不当利得返納金等となっております。

67ページ、歳入合計10億7,780万6,923円の収入でございました。昨年度と比較しますと、約7,660万円の減という状況でございます。

続きまして、ページをおめくりいただいて、68ページ、歳出となります。

歳入同様、款の支出済額で説明申し上げます。

1款総務費3,292万4,274円。運営協議会費や職員人件費、事務費等でございます。

2款保険給付費6億98万1,609円。医療費の支払い分等々となり、昨年度と比較しますと約7,900万円の減。被保険者の減少及び1人当たり平均医療費も29万9,712円、前年比1万8,516円の減となっております。

3款国民健康保険事業費納付金3億1,014万4,260円、国民健康保険財政運営の都道府県化に伴い、東京都へ納付するものでございます。約1,165万円増となっております。

下の69ページの4款共同事業費拠出金7円、過年度分の精算となります。

5款保健事業費、特定健診の経費となります1,032万4,555円。昨年度と比較しますと、被保険者数は減少したものの、プラス1名の567人が受診し、受診率はプラス2.4%となっております。その中で、保健指導が必要な方が96人おりました。令和5年度に70万円繰り越して、本年度の4月に事業実施いたしました。参加した方は96人中13人という結果でございました。

6款及び7款を飛ばしまして、8款諸支出金8,481万7,016円、過年度分の負担金等の額の確定や修正申告などに伴う返還金のほか、病院事業への繰出金等となります。

9款予備費を飛ばしまして、一番下の歳出合計10億3,919万1,721円、昨年度と比較しますと、約4,848万円の減という状況でございました。

歳入から歳出を差し引いた残額3,861万5,202円を翌年度へ繰り越しました。

以上で、令和4年度の国保特別会計の決算状況の説明を終わります。よろしく願います。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようにお願いをいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

5番。

○5番（山下則子君） すみません、69ページの特定健康診査のあれなんですけれども、資料の4-36を見ると、特定保健指導で、動機づけが57名、積極的が39名、指導対象が先ほど言われた96人と書いてあるんですけれども、動機づけとか積極的とか指導対象とかというところのどういうものが動機づけになっているのかとかという説明をお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 資料の4-36の下の方に、動機づけ支援と積極的支援について、予備軍と該当者が対象ですということで記載しておりますので、このとおりでございまして、動機づけの方は予備軍の方、積極的という方はもうメタボリックシンドローム該当者となります。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

5番。

○5番（山下則子君） 書いてあるのは書いてあるんですけれども、ではこの対象者に対して参加人数が少ないというところをどういうふうに工夫していこうかとか、そういうところの目安みたいなのがありますか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） まずアプローチなんですけれども、96人の方、この方たち全員に電話等でアプローチをかけております。日中、休みの日も今年から。この13人の実績が低いとおっしゃるんですけれども、全員の96人対象にアプローチをかけた結果で13人という結果で残念な結果ではございます。そのほか、休みの日も特定健診ができるということで、ちゃ

んと日を設けておりますので、一応努力はしておるんですが、ちょっと残念ながらという結果ではあります。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

5番。

○5番（山下則子君） では電話をかけた結果、全員が反応したというか、全員が電話に出られたということですか。

○議長（山本忠志君） 住民係長。

○住民課医療年金係長（米田眞理君） お答えいたします。住民課医療年金係長、米田と申します。

特定保健指導につきましては補足になるんですけども、令和4年度の特定保健指導は令和4年度中に実施ができなかったものですから、今年の4月に行いました。その際は96名全員にというわけではなくて、検診の際、質問項目というのがあるんですね、そちらのところで保健指導を受ける意向がありますかというご質問がありまして、そこで、はいというふうになんかちょっとポジティブな意見を言っていた方に関して、お電話番号が分かる方に関しては電話連絡しております。それで13名という結果だったんですけども、それを受けまして、令和5年度につきましては、はっきりした数字が今あれなんですけれども、82人か85人ぐらいの対象者が令和5年度についてはありました。そちらについては、同じようにご質問項目でご希望があった方については、今年度につきましては、85人につきましてはほぼほぼ全員、出られなかった方もいらっしゃるんですけども、お電話番号を検診時にチェックはしていたので、それで電話勧奨というのを、業者と、あと私のほうでも何名かはさせていただいております。その結果、勧奨はしたんですけども、なかなか上京しちゃったりですとか、募集期間が短かったというのもありまして、令和5年度につきましては残念ながら10名という結果になっております。

以上です。

○5番（山下則子君） ありがとうございます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第4、認定第6号 令和4年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定については原案どおり認定いたしました。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第5、報告第10号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（菊池 良君） それでは、書類番号の11をお願いいたします。

報告第10号 専決処分事項の報告について。

令和5年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第180条第2項の規定に基づき、八丈町立学校生徒の負傷事故における八丈町と相手方との損害賠償の額の決定及び和解の成立について、別紙のとおり報告します。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年11月8日、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

ここに損害賠償の額及び和解についての内容でございますけれども、この方はこの3に書いてあるように、令和3年9月6日にけがをして、令和3年分と、それから令和3年から現在まで通院されております。令和4年分につきましては令和4年度でお支払いして、今回は令和5年分の通院が終わりましたという報告を受けましたので、令和5年分の、ここに損害賠償と書いてあるんですけれども、付添いの方とご本人の宿泊費と移動費を損害賠償するものでございます。額は11万6,950円というところでございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

以上で、日程第5、報告第10号 専決処分事項の報告についてを終わります。

◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第6、報告第11号 令和5年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度分）についてを上程いたします。

教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 続きまして、書類番号の12をお願いいたします。

報告第11号 令和5年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度分）についてというところで、文言が長いので、以降、点検と評価とさせていただきます。

令和5年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、別紙のとおり報告します。

というところで、次のページから報告書になっております。

これは書いてあったんですけども、地方教育行政の組織及び運営に対する法律に基づき、令和4年度の点検と評価を、議会の皆様には当初予算の説明、補正、それから決算というところで説明してあるんですけども、それと同じ内容を外部評価委員といたしまして、3名の方に説明して、意見をいただいて、それを議会の皆様に報告するということになっておりますので、その流れの事務でございます。決算審査と内容が重なる部分が多いので、概要について報告します。

1ページから6ページまでは、この報告書の位置づけ及び活動の概要になっておりますので割愛させていただきます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

こちらの第5で、教育目標と4つの基本方針における主要施策を挙げておりますが、各主

要施策項目に対する評価として、取組状況・実績、成果及び課題、今後の方向性について示しております。基本方針1では人権尊重の精神と社会貢献の精神の育成を挙げ、主要施策5項目を推進するとしております。

主要施策1、人権教育の推進では、主に道徳授業地区公開講座ですが、内容については人権や他者理解など人権尊重をテーマにした学校が多く見受けられました。

7ページをお願いいたします。

主要施策2では、奉仕・体験活動などを通じて、子供たちの道徳感の育成に取り組む内容になっております。海浜清掃や施設清掃島内の職場体験などを行いました。コロナ禍のために2年間中止になっていた多摩・島しょ子ども体験塾が再開されております。

7ページ、8ページにまたがりませんが、主要施策3で、いじめに関すること、相談機能の充実、8ページ下の主要施策4で、インターネットを含む防犯、交通安全対策について、9ページの主要施策5では、虐待防止対策などを取り上げております。

次に、10ページの基本方針2になりますが、豊かな個性と創造力の伸長は、9つの主要施策が挙げられております。主要施策1は主に教育活動の充実を図る施策になります。国が行う全国学力状況調査、都の意識調査とともに令和4年度は行いました。11、12ページの主要施策2で特別支援教育に関すること、13ページ、主要施策3が小学校連合音楽会や中学生陸上記録会への支援、同じく13ページ、主要施策4で小中一貫教育、14ページで、主要施策5で情報通信技術ICT、タブレットの活用、15、16ページの6で学校給食事業について、16ページから17ページ、施策7で伝統文化体験事業、同じく17ページ、主要施策8で八丈方言（島ことば）の学習、17ページから18ページで、施策9で、職場体験などキャリア教育を取り上げております。

主要施策5のIT関連では、タブレット端末を小・中学校の児童・生徒、教員全てに配備しておりますので、今後は配備した端末の有効的な活用が求められております。

主要施策6の給食関連ですが、地産地消率がコロナ禍の影響もありますが、不漁の影響もあり10.42%から10.77%、横ばい状況でございます。また、令和3年度から都立青鳥特別支援学校八丈分教室への給食の提供を開始しております。

主要施策9のキャリア教育、職場体験の推進ですが、令和3年度は3校で実施できましたが、離島という地域性から、都内の生徒に比べ受入先や生徒が選択できる職種も限られてしまう状況があり、生徒たちが興味のある職場での体験ができるよう、島外での体験学習も視野に入れ職場経験の多様化を考慮して、令和4年度から中学2年生が島外での職場体験が可

能となっております。

以上が基本方針の説明です。

続きまして、18ページの基本方針3、生涯学習と文化・スポーツの振興になります。

18ページ、施策1では青少年に関する各種委員会、山梨県内で実施している島外体験学習が再開されました。19ページから20ページまで、施策2でコミュニティセンター、公民館、図書館の充実、20ページの下段、施策3芸術・文化活動の支援、22ページ、施策4で英会話教室、婦人学級、23ページ、施策5で放課後子どもプラン、24ページ、施策6で歴史民俗資料館の管理、運営、管内指定文化財の状況把握、玉石垣保存会への支援。25ページ、施策7で八丈方言講座、26ページ、施策8でスポーツ関連事業などを取り上げ、評価を行っております。旧歴史民俗資料館の再開に向けて、耐震補強工事の建築、電気、機械設備の3つに分かれて入札を行いましたが、電気工事だけ請負業者が決まらず、入札が2度不調となり、建築と機械設備工事を電気に先行して進めました。展示内容についても展示計画を策定しております。この歴史民俗資料館の状況は令和4年度の状況でございます。

以上が基本方針3になります。

26ページから、基本方針4、町民の教育参加と学校経営の改革の推進になります。

主要施策1で学校における外部評価の実施、それから2で教諭の配置状況、28ページで教員の資質向上に対する取組、29ページで学校施設の利用状況、施策5で学校校庭芝生化など、それから30ページ、施策6で学校運営協議会の設置に向けた取組、施策7で八丈高校への当該生徒受入れ事業について評価を行っております。

学校施設については、長寿命化計画が策定され、それに基づいて施設の延命化を図っていくのですが、富士中学校については改修費用が10億円単位で必要になりますので、施設の規模など費用対効果を勘案し、富士中学校については大規模改修を行わず、建て替えの方向で検討することになりました。

以上で、基本方針4の説明を終わります。

参考資料として、令和4年度の主要な工事と委託事業の一覧が31ページに付しております。

最後に、外部評価委員の意見書が32ページに付されております。外部評価委員は、ここに記されている3名の方、元教諭と、それから体育協会長、それから元PTA連合会会長で、その意見書の内容ですけれども、まず教育委員会職員の欠員が令和2年度より続いていることは所管事業の運営に影響を及ぼしていると考えられる。令和5年度には2名の配置が決まったという。引き続きサービスの低下、事業中断とならぬよう欠員の解消に努めて、組織体

制の立て直しを行っていただきたいということです。

富士中学校は、改修ではなく建て替えの方向で検討されることには同意する。同じく給食センターの建て替えも検討されているというが、配送の効率化を考えると、富士中学校の敷地内に給食センターを建てるのが有益ではないかと思う。一つの案として検討していただきたい。

道徳授業地区公開講座については、参加者がだんだん少なくなっているように思う。課題にも記されているが、多くの人に参加してもらえるように講座内容について検討していただきたい。

部活動の地域移行が文部科学省から示され、東京都も準備を始めている。教師の負担軽減が一つの目的であると思うが、部活動をやりたい先生もいるので、そういうやる気のある先生が参加できるようにしていただきたい。

歴史民俗資料館の再開に向けて、令和4年度から改修工事が始まった。電気工事や補助金の繰越しが未定のままでの事業遂行を懸念していたが、令和5年度になって、その両方とも解消できたという。パブリックコメントなどで住民の要望を考慮し、島を訪れる人が八丈島の歴史文化を興味深く楽しく知る、学ぶことのできる資料館としていただきたいということで、以上、外部評価委員の意見でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

8番。

○8番（岩崎由美君） 16ページのところで、以前に給食の島内産食糧の自給率向上をお願いして、その方向で非常に皆さん頑張っていらっしゃって、以前と比べて関係機関との協議も濃くなっているのではないかと思います。令和4年度は10.80%ということですが、以前は重量比だったのが、今は金額比で行われているということよろしいですか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） そのとおりでございます。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） ということで、単純には比較できないと思うんですけども、ぜひこれはその年の数字だけではなく、今までやってきた各年度、途中から計算方法が変わったということを明記しつつ、経年変化というか、それをこちらに表記していただくことは可能で

しょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 可能でございます。決算審査が済みましたので、決算資料を持ってきていないんですけども、それがたしか3年分ぐらいは載っていたと思いますので、こちらの点検と評価も、作り方も、これは非常に長い文章になっておりまして、こういう作り方をする自治体が今少なくなってきていまして、もう少し評価制度、AとかBとかCとかいうことになっておりますので、こういう形式が続くようでしたら資料を載せさせていただきますし、その後、この表記の内容を変える検討もさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） せっかくいいことをされているので、それがみんなに伝わるように、ぜひよろしく願いいたします。これは要望です。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 今の点で1点気になることがありまして、AとかBとかそういう形の評価のほうに改めていくことは、それを表示することは結構なんですけど、その背景が分からないと、ただ数字とか記号としてやり過ぎしてしまうので、それはそれとしてきちんと載せた上で、厚いものになったとしても評価だけは記号で分かるようにした上で、さらにその詳細な説明背景というのは残していただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 確かにおっしゃるとおりだと思います。ここで決算審査が終わった後に、同じようなことを今のように果たして長々と説明するのがいいのかどうかで、こういう資料は作って、外部評価委員に報告して意見をいただいて、皆様にも資料はお渡しするんですけども、ここでの報告の仕方を概略版といいますか、それで外部評価委員の評価をAとかBとかつけられたらいいなというふうに考えております。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

5番。

○5番（山下則子君） 私は住んでいるところが賀郷なので、賀郷小・中学校から学校だよりをいただくんですけども、その中で大中ですか、パラリンピックの選手とかを呼んで生徒たちにお話とか、あと実際に車椅子のバスケットボールをさせるとかということが載っていたりとかしたと思うんですけども、大中学生だけそういうパラリンピックの選手とか

の話が聞けるのか、それとも他校でもしているのかお聞かせください。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 他校でもしております。これは東京都のオリンピックのレガシーという授業になっておりまして、その中で各学校が講師になる方ですとか、こういう授業をしようというところで、大賀郷中学校は講師の方を呼んで、ほかのところもパラスポーツの専門の選手を呼んできていただいて授業を各学校で行っております。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

8番。

○8番（岩崎由美君） 24ページになります、文化財専門委員会が開催されていないんですけども、これはいつから開催されていないんですか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 私が令和2年に就任いたしまして、私が来てから議題等に関する開催は行っておりません。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 文化財は、今、資料館でいろいろ展示計画や古文書の悉皆調査とかを行われていると思いますが、文化財についての見直しというのが必要になっているのではないかと思います。ただ、今の専門委員がそれを評価できるかどうかというのは疑問な点もあるので、外部の今ちょうどいろんな人との連携をしているところなので、その辺り少し、令和4年の資料なんですけれども、その辺を踏まえて、八丈の文化を大切にすると明言しているところなので検討していただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 昨日のご質問にもあったとおりですが、今、古文書等解析を始めておりますので、この文化財に関しましても見直し時期をもう一度総括する時期が来ているのかなと考えておりますので、できるだけそのような形で進めたいと思います。

○8番（岩崎由美君） よろしくお願ひします。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

7番。

○7番（沖山 昇君） 25ページのところで、スポーツの関係で載っています全国離島交流中学生野球大会等ありますけれども、意見書のほうで、部活動の地域移行を文部科学省のほうで示しているというところでもありますけれども、この離島甲子園に関しても、あとは中体連

もたしかこの頃、7月ぐらいにあったのかなと思うんですが、野球に関してですけれども、それを子供たち、それに出るに当たって練習をしたいというところで、実は中体連、それから離島甲子園につきましたの練習は、もう4月ぐらいから実は練習を毎週日曜日に行っています。ゴールデンウィークについてはもうほぼ毎日というところで、関係者、野球をやっている仲間、大人たちが相手をしてあげているというところでやっているところなんですけれども、部活動をやりたい先生方もいるので参加できるようにということなんですけど、実はその練習相手には学校の先生方も参加をされて、考え方としては職を離れて個人的に参加をしているという考え方もできるのかもしれないんですけども、一応今現在その評価というか意見の中で、やる気がある先生が参加できるようにという考え方というところは、教育委員会としてはどういうふうな考え方をされているのかお伺いしたいと思います。お答えできる範囲で結構です。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 部活動の地域移行というのは、もともと教員の働き方改革の一つとして、まず中学校の先生が、自分の全く範囲といいますか経験したことのない部活動を任せられて、それが非常に重い。土日に出て指導しなきゃならないというところで負担になっているというところの問題を解消するために、まずは土日の学校の先生の負担をなくすというところで、まずは土日、祝日に関しましては地域の方にお願ひできないかというところで始まっております。ただ、それが通常の流れでございまして、ただその中には八丈の先生にも何名かいらっしゃるんですけども、その部活動の指導がやりたくて八丈に来たりする先生もいらっしゃるの、そういう先生は土日も参加できるような仕組みにしたいというふうに八丈町教育委員会で考えております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 7番。

○7番（沖山 昇君） すみません、私が知るところで野球ぐらいなので、そういったメンバーがいらして、そういった先生方が一生懸命頑張っているというところで、ほかのスポーツに関しても、サッカー、バスケ、いろいろあると思いますけれども、そういったところで一応線引きをして、一応参加をさせていただいているということによろしいですかね。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） その線引きをしてというのは今まで曖昧で、それで学校の先生におんぶにだっこといいますか、部活動に関してはお任せしている部分が多かったというところ

ろで、今回はまず線引き、平日は学校、休日、祝日は地域というところから線引きをするんですけれども、そうしてしまうとやる気のある先生がなかなか参加しにくくなるという制度にならないように、土日も希望する先生は参加できるような仕組みにしたいというふうに考えておまして、今、はっきりと線引きはされてございません。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

以上をもちまして、日程第6、報告第11号 令和5年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度分）については終了いたします。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第7、発議第1号 八丈町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を上程いたします。

提出者、3番、奥山幸子君、ご登壇願います。

（3番 奥山幸子君 登壇）

○3番（奥山幸子君） おはようございます。

発議第1号 八丈町議会議員の請負の状況の公表に関する条例。

地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により、上記議案を提出する。

令和5年12月5日、提出者、八丈町議会議員、奥山幸子。

賛成者、八丈町議会議員、真田幸久、同浅沼隆章、同浅沼清孝、同山下則子、同金川孝幸、同冲山 昇、同岩崎由美、同浅沼碧海、同山下 巧、同浅沼憲春。

八丈町議会議長、山本忠志殿。

説明。地方自治法の一部を改正する法律施行に伴い、条例を制定するため本案を提出します。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

本案については、提出者、賛成者で全員になっておりますので、採決を省略いたします。

本案の原案可決にご異議ございませんね。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第7、発議第1号 八丈町議会議員の請

負の状況の公表に関する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎承認第17号の上程、承認

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第8、承認第17号 議員の派遣承認についてを上程いたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により議決を求めるものであります。

これより休憩いたします。

（午前10時08分）

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時09分）

○議長（山本忠志君） 日程第8、承認第17号 議員の派遣承認について（フリージアまつり表敬訪問）については、2番、浅沼隆章君と、8番、岩崎由美君と、私を含め3名を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第9、発議第2号 健康保険証を廃止しないよう求める意見書を上程いたします。

提出者、3番、奥山幸子君、ご登壇願います。

（3番 奥山幸子君 登壇）

○3番（奥山幸子君） 発議第2号 健康保険証を廃止しないよう求める意見書。

上記議案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和5年12月5日、提出者、八丈町議会議員、奥山幸子。

賛成者、八丈町議会議員、金川孝幸。

八丈町議会議長、山本忠志殿。

説明。標記の件に関して、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするも

のである。

保険証を廃止しないよう求める意見書。

今年6月に成立したマイナンバー法の一部改定法によって、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めることで、従来の健康保険証が来年秋にも廃止されることになった。

しかし、マイナンバーカードの取得は本来任意とされていて、取得していない住民も多い。しかも、提示する場合に暗証番号が必要であるとか、オンライン資格確認では誤ったひもづけや通信エラーなども相次いでいる。医療や銀行や車の免許証など、この1枚でできる利便性の高さについては異論はないが、手続きの煩雑さについてはなお疑問が残る。

健康保険証の廃止後は、本人の申請で1年間有効の資格確認書を発行する方針とのことだが、高齢や病気で申請が難しい場合やカードを紛失してしまった場合には、資格確認書がない期間が生じることになる。こうした場合には、医療機関にかかる際、保険に加入していながら無保険者と同様に扱われ、自己負担を強いられかねない。また、毎年申請手続きを強いられる住民の負担も大きい。同時に、資格確認書の発行を求められる自治体の負担も相当なものになる。

厚生労働省の省令によるオンライン資格確認システムの義務化は合法的にも疑義があり、全国の医療機関や薬局では、このシステム導入の困難さから廃業を検討しているところも少なくない。住民への医療提供体制が大きく揺らぐことが懸念される。

よって、八丈町議会は拙速なマイナンバーカードと健康保険証の一体化の強要に反対し、国会及び政府に対し従来の健康保険証を廃止しないよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月7日、東京都八丈町議会。

衆議院議長殿。

参議院議長殿。

内閣総理大臣殿。

総務大臣殿。

厚生労働大臣殿。

○議長（山本忠志君）　そこで待機しててください。

説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

1番。

- 1番（真田幸久君） 今回のこの意見書を出すに当たっての理由づけのところ、合法的にも疑義があるとありますけれども、これは具体的にどういった法律に基づいてどういった点に、合議制に疑義があるかということをお教えいただけますでしょうか。
- 3番（奥山幸子君） すみませんけれども、これは同じような意見書が出ていたので調べたんですけれども、具体的なことが出てこなかったんですけれども。
- 議長（山本忠志君） 1番。
- 1番（真田幸久君） 合議性に疑義があるというのは、かなり重い言葉だと思いますので、法令のどこどこに対してどういった点で疑義があるということをきちんと把握しないで、それを基にそれを理由として挙げることは、かなり私は危険な行為だと思うのと、もう1点、全国の医療機関や薬局云々ところの件なんですけれども、こちら私も少し調べさせていただいて、全国保険医団体連合会というところが主に反対意見を出しているように見受けられました。こちらの連合会のほうでアンケートを昨年の8月に保険医さんのほうに全体に対して行ったようです。対象者が42万人弱という中で、そもそもアンケートに回答した割合というのが11.6%にとどまっていると。その中の8割が保険証の廃止に賛成しているという状況ですと、それを掛け算すると、保険医のうちの8%だけが確実に反映していると言えないというような状況もあるので、かなり数字とか、それから法的なものに関する背景が弱いと思うので、後ほどこれは賛成、反対のところでお申し上げますけれども、出すのであればそういうところがきちんと証明できるものに限って意見書を作ったほうがいいのではないかなというふうに思えるんですけれども。
- 3番（奥山幸子君） ご指摘のとおり、私もこの24日の議運に間に合うようにということで急いでいたんですけれども、私の趣旨としては、健康保険証と一体化することによる様々な弊害があると。例えば施設に入っている方とか、それから病院に入院されている方とか、そういう方の不便さを考えると、ここで一体化してしまうことに非常に問題があるなと思って、議会として保険証を、マイナンバーの今問題が起きていますけれども、それを一体化するまでの様々な手続がありますよね。それがきちんとしたら、マイナンバーそのものを反対しているわけではないので、もちろんそれは賛成ですけれども、その間の混乱があるので、それがすっきりするまで、解決するまでは保険証は継続してほしいと。廃止しないでほしいという、そういう趣旨の意見書です。そこを重要視して出しました。
- 議長（山本忠志君） 1番。
- 1番（真田幸久君） 実際私も全体に対して決して反対をするつもりはございませんで、最

最終的に健康保険証の廃止は私はすべきだと思っていますけれども、ただそれを今すぐやるべきかどうかというのは別の問題で、例えばこれを、延期を求めるということであれば私は納得しやすいです。なぜかといいますと、ここの中でも指摘されているように自治体の負担が増えるということも事実ですし、それに対して国がきちんと金銭面でも人員面でも、それをカバーすることが確実にならない限り、すぐにやるべきではないといった意味で私も賛成です。あともう一方、背景としてオンライン資格確認で誤ってひもづけ云々の問題がありますけれども、これは逆にマイナンバー制度にしたことによって、デジタル化が進んで間違いが分かりやすくなったということが背景で、マイナンバーカードにしたから間違いが増えたのではなくて、そもそも間違いが多かったのが、アナログだと発見しづらかったものがより発見しやすくなったというようなことが事実だと思うので、意見書を出す場合、かなりそういったところを細かく注意して上げていかないと、逆にそこを突かれる可能性があるかなと思ったので、内容の修正をしていただきたい。趣旨に私も賛成です。すぐに廃止すべきではないという趣旨には賛成ですけれども、ただ内容をかなり細かく、法的な部分も含めて精査した上で意見書を出されたほうがいいのではないかと思います。

○3番（奥山幸子君） ご指摘のとおりですけれども、今月6日に一部改正法が成立したので、急いで議運に間に合うように出してしまったので、その点ご指摘のとおりですけれども、主眼というか趣旨は、本来任意であるのに強制になっていますよね、実際には保険証と一体化するというのは。その点と、それからこういうことを一体化することによって不便を感じる方が必ず出てくる。だからそのまま、きちんとするまでは保険証は廃止しないでもらいたい、そのまま残してもらいたいと。延期するという言葉とか、廃止しないようにというのは、それは言葉の中では延期ならいいのか、廃止ならいけないのかということは、もちろん細かく考えればそうかもしれませんけれども、趣旨を酌み取っていただければ、廃止しないようにというのと延期してほしいというのと、そうは変わらないと思う。

○議長（山本忠志君） 質問。

○1番（真田幸久君） すみません、今お答えしちゃったんですけれども、多分討論のときにお話したほうが。

○議長（山本忠志君） 討論のほうでお願いいたします。

ほかに質問ございませんか。

8番。

○8番（岩崎由美君） これは今のお話を受けて、幸子先生のほうも急いでいらしたというこ

ともあります。これの内容について、真田議員の言うように法的背景であるとか、八丈町議会として出す以上、その辺の精査というのは必要であると思います。これは幸子先生に質問ではなくて、議会事務局の質問でも、議長よろしいでしょうか。

○議長（山本忠志君） 答えられるかどうか分かりませんが。

○8番（岩崎由美君） 今、文章の中の訂正をしたほうが良いというお話をされてご提案というか、ご質問ありました。私もそれには賛同します。それで、この間の議運でもその辺りの話になったと思うんですが、今の意見を踏まえて一旦修正をして、近々臨時議会が開かれるので、再度の提出というのは、局長、可能なんですか。

○議長（山本忠志君） 局長。

○議会事務局長（高橋太志君） この場で簡単な文字の訂正とかそういうのは、議決されればそれは可能です。ですが、先ほど真田議員がおっしゃっているように、ここの部分の。

（奥山議員「法的なね」の声あり）

○議会事務局長（高橋太志君） 段落の部分全部取るとか、何か追加するというのは、もう意味合い的にかなり変わってきますので、それはできませんので、臨時会に出すことは可能です。

○8番（岩崎由美君） なので、私はそのほうが良いのではないかと思うのですが。

（奥山議員「そうですね」の声あり）

○8番（岩崎由美君） 幸子議員、いかがでしょうか。

○3番（奥山幸子君） 全く同感です。ちょっと急いで出してしまったので、出してしまった以上、文言を変えることもできなかったんですね。だからそれで出してしまったということで。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。もうちょっと大きな修正をして再提出のほうが良いんじゃないかという意見と伺いましたけれども、こうやって議案として出た以上、当議会では、これはきちんと採決を取って、結果は結果として出さなきゃいけないと私は判断いたします。その上で、文面を洗い出して、きちっとしっかりしたものにして、再度意見書を提出という形が順当な形だと思うんですけども、よろしいですか。

（奥山議員「はい」の声あり）

○議長（山本忠志君） 質疑がなければ、これから討論に入りたいと思いますけれども、では幸子先生、戻ってください。

これより討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

3人。

その中で、まず最初に反対の方の討論を先に行います。その次に賛成の方の討論と。

まずそれでは、反対討論の方は挙手願います。

11番。

○11番（浅沼憲春君） すみません、基本的には反対ではありません。ただ、書いている文面の一部に適切でない文章があるので反対いたします。内容としては、暗証番号が必要であるとうたわれておりますが、前回、総務大臣が暗証番号の設定の必要のないマイナンバーカードを交付すると既に表明しております。

それから、資格証明の有効期限は1年を限度としているというところなのですが、継続利用には更新手続が必要であります、有効期間の上限を5年に延ばす案も示しております。

続いて、提出先に担当庁のデジタル庁大臣のお名前が入っておりません。

以上のことから、単純ですけれども反対いたします。

○議長（山本忠志君） どうも。それでは、今度は賛成討論の方。

6番。

○6番（金川孝幸君） 同様の意見書が多く自治体から出されております。特に高齢化率の高い八丈町においても、ぜひ出したほうがいいと思います。私も3か月に1回病院には行っているんですけども、まだまだマイナンバーカードは浸透していないと受け止めておりますので、ぜひこの意見書は通していただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） 続いて、反対討論の方。

1番。

○1番（真田幸久君） すみません、先ほど質疑のほうでも話してしまったんですけども、まず認識の部分で異なる点が3点、もしくは4点です。

先ほどのオンライン資格確認で誤ったひもづけの問題というのは、マイナンバーカードができたからではなくて、そもそもアナログの時代からそういった事象があったのが、デジタル化をすることによってそれが分かりやすくなったという点で増えていることを拡大解釈して発信しているメディアがあることも私は事実だと思っていますので、この部分は理由として上げないほうがいいんじゃないかという点が1点。

それから、先ほども申し上げましたように、合法的に疑義があるというふうを書く場合であれば、どういった法律に対してどういった点から問題があるかということを確認を示さな

いと、あまり説得力のあるものにならないのではないかというのが1点。

それから、全国の医療機関や薬局では廃業を検討している云々の件に関しましても、先ほど申し上げましたように、かなり一部の偏った意見が流布されている部分もあるように思えますので、こういった部分も外したほうがいいのではないかという点と、あとは表現の問題と言えばそれまでなんですけれども、廃止しないように求めるということになると、根本的に廃止すべきではないという話になると私は解釈されると思いますので、廃止の延期を求めるとしたほうが、よりこのマイナンバーカードそのものを否定しないのであれば、延期という表現を使ったほうがいいのではないか。先ほども申し上げましたけれども、趣旨として来年の秋までに完全に廃止することに私も反対です。ただ、その表明の仕方は気をつけないといけないと思いますし、ほかの自治体は逆に言うとかかなり脇の甘い意見書を出しているなというふうに感じますので、八丈町議会はきちんとした内容にして意見書を出したほうが私は適切かと思しますので、この案に関しては反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかに討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立によって行います。

本件の原案に賛成する方の起立を求めます。

1人ぐらいいは立てばいいじゃない。

（賛成者起立）

○議長（山本忠志君） それでは、起立少数につき、日程第9、発議第2号 健康保険証を廃止しないよう求める意見書については否決いたしました。

今後のことですけれども、8番議員から提案がございましたとおり、もうちょっと文案を練り直して、次の臨時会でこの意見書を提案をしていただきたいと思いますと思いますが、しかし、議会運営委員会が、事前に検討する場がないんですよ、臨時会の場合は。ついては、発議者の方の何人かで相談して作っていただいて、私が目を通して、これならという形で提出ということにさせていただいてご異議ございませんか。

（奥山議員「はい」の声あり）

○議長（山本忠志君） ではそのようにさせていただきます。

（奥山議員「ありがとうございます」の声あり）

○議長（山本忠志君） 本件については以上で終了いたします。

あと1件だけですので、休憩なしでこのまま続けていいですか。

（「はい」の声あり）

◎承認第18号の上程、承認

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第10、承認第18号 専決処分事項の報告及び承認について（令和5年度一般会計補正予算）を上程いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 書類番号の16をお願いします。書類番号の16になります。

承認第18号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和5年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年11月13日、八丈町長、山下奉也。

補正予算書の1ページをお願いします。1ページになります。

令和5年度八丈町一般会計補正予算。

令和5年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億557万8,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（和田一宏君） はい。

令和5年11月13日、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。4ページ、歳入になります。

項の補正額で説明をいたします。

19款1項基金繰入金900万円の増、財政調整基金を繰り入れます。

補正前の合計117億9,657万8,000円、補正額900万円の増、計118億557万8,000円となりま

す。

次のページをお願いします。

歳出です。11款2項農林水産業施設災害復旧費985万7,000円の増。林業施設災害復旧費59万円の増ですが、こちらは鴨川林道災害復旧修繕料になります。その他農業災害復旧費、こちらは926万7,000円の増ですが、末吉2号・3号排水路災害復旧修繕料になります。11月11日の夜間から12日の早朝にかけての大雨で被害を受けたものになります。

14款1項予備費を85万7,000円減額し、補正前の合計117億9,657万8,000円、補正額900万円の増、計118億557万8,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第10、承認第18号 専決処分事項の報告及び承認について（令和5年度一般会計補正予算）は、原案どおり承認いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第11、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと思いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第11、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（山本忠志君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

令和5年第四回八丈町議会定例会を閉会いたします。

（午前10時36分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年12月7日

議 長 山 本 忠 志

署 名 議 員 浅 沼 碧 海

署 名 議 員 山 下 巧